

中野区デジタル地域通貨事業加盟店規約

(趣旨)

第1条 本規約は、中野区デジタル地域通貨事業において発行されるデジタル地域通貨（以下「ナカペイ」という。）に関する加盟店の取扱いについて、必要な事項を定めるものとします。

(用語の定義)

第2条 本規約において利用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「デジタル地域通貨」とは、前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段をいう。）のうち、中野区が電磁的記録として発行するものをいう。
- (2) 「加盟店」とは、本規約を承諾の上、中野区に加盟を申し込み、ナカペイの取扱いを承認した店舗（事業所）等をいう。
- (3) 「利用者」とは、中野区が別に定める「中野区デジタル地域通貨（ナカペイ）利用規約」を承諾の上、ナカペイを加盟店で利用する者をいう。ただし、法人を除く。
- (4) 「対象商品」とは、加盟店によって利用者に販売若しくは提供される商品又はサービスのうち、加盟店がナカペイで決済した商品又はサービスをいう。
- (5) 「二次元コード」とは、ナカペイの利用に関し、二次元コード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って中野区が加盟店に発行し加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報やナカペイ使用取引に必要となる情報を記録したものをいう。
- (6) 「消し込み」とは、利用者がナカペイを加盟店で利用した際に、二次元コードを読み取ること等により、ナカペイを利用済み（減算）にすることをいう。
- (7) 「アプリケーション」とは、利用者がスマートフォン端末等にダウンロードし、所定の認証を経て起動することによってナカペイを利用することができるソフトウェアであって、中野区が提供するものをいう。
- (8) 「デジタル地域通貨サービス」とは、中野区が本規約に基づき提供する一切のサービスをいう。サービスの提供にあたり必要な事務手続については、中野区が委託する事業者（中野区デジタル地域通貨事業事務局）が行う。
- (9) 「ナカペイクーポン」とは、加盟店等が専用アプリ上で発行する中野区が承認した割引券・サービス券等をいう。

(適用範囲)

第3条 加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、同意した上でデジタル地域通貨サービスを利用できるものとします。

2 加盟店は、本事業に参加するにあたり、本規約に同意したものとみなします。

(加盟店契約の締結)

第4条 加盟店を希望する者は、本規約に同意の上、中野区所定の方法により加盟の申込みを行います。ただし、以下に掲げる事業者はデジタル地域通貨事業に加盟することができないものとします。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業者

(2) 本規約第15条に規定する反社会的勢力に該当する事業者

(3) 特定の宗教団体又は政治団体

(4) その他(公序良俗等)の理由から中野区が加盟店登録に適さないと判断した事業者

2 中野区は、当該申込みにつき必要な審査を行い、登録を行う旨及び店舗識別番号等を加盟店に対して通知した時点で、中野区並びに加盟店の間に本規約に基づく契約が成立したものとします。

3 加盟店希望者は中野区に対して、申込み時に記載・入力又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。

(ナカペイ使用取引)

第5条 加盟店は、対象商品の代金決済をナカペイで行うことができます。ナカペイの単位はポイントとし、1ポイントにつき1円で換算します。

2 加盟店は、次の各号に定める措置を、中野区が定める加盟店マニュアル等に従って講じるものとします。

(1) 二次元コードをナカペイの利用者に提示する。

(2) 中野区が送付した掲示物等の掲出をする。

3 ナカペイ使用取引時、加盟店は次に定める事項を必ず確認するものとします。

(1) ナカペイの利用画面

(2) ナカペイの利用金額

(3) 当該ナカペイ使用取引にかかる加盟店名

(4) 利用者又は加盟店が決済ボタンを押した後の支払完了画面の決済金額、決済日時、加盟店名

4 前項第4号の情報が利用者又は加盟店のスマートフォン等に表示された場合、加盟店は商品等代金と決済金額が一致しているときは、直ちに対象商品の提供等を行うものとします。

5 第3項の規定により同項各号の事項を確認すべき旨及び前項の規定により商品等代金と決済金額が一致していることを確認すべき旨の規定は、別に定める場合(当該場合によるものとして加盟店が申し出た場合において、中野区が承認したときに限る。)において行

われるナカペイ使用取引については、適用しない。

6 加盟店は、利用者からナカペイ使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、ナカペイによる決済を行ってはならないものとします。

(1) 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービスについて、ナカペイによる決済を求められた場合

(2) 中野区から、ナカペイ使用取引の中止を求められた場合

7 加盟店は、第4項のナカペイの減少をもって利用者との間の決済が完了したものとして取り扱います。

8 加盟店は、ナカペイ使用取引の取消しを申し出た利用者に対し、現金による返金対応をすることはできません。この場合は、加盟店が当該ナカペイ使用取引による代金決済を取り消し、当該ナカペイ使用取引の決済に要したナカペイを利用者のナカペイの残高に戻すことで行います。ただし、当該ナカペイ使用取引の決済に係る精算後はナカペイの残高に戻すことはできません。

9 加盟店と利用者間の代金決済等一切の取引について、中野区は当事者、代理人、仲立人等にはならず、いかなる責任も負わないものとします。

10 ナカペイ利用後に、債務不履行、返品、瑕疵等の問題が生じた場合、中野区は何らの義務又は責任を負わず、利用者と加盟店との間で解決することとします。

11 ナカペイ使用取引により加盟店に生じた損害について、中野区に故意又は重過失があると認められる場合を除き、中野区はその責任を負わないものとします。

12 加盟店は、第2項に定める措置を実施するにあたり、次の行為を行ってはならないこととします。

(1) 中野区が認めた場所以外でナカペイの利用ができることを示すこと。

(2) 加盟店マニュアルで禁止されている措置を行うこと。

13 中野区が、第2項に定める措置が不適切と認めた場合は、加盟店に対し速やかに是正を指示し、禁止等の措置を講じます。加盟店はこれに応じなければなりません。

14 加盟店は、システムの通信障害時又は保守管理等の際に、ナカペイ使用取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益又は機会損失等について中野区は一切の責任を負わないものとします。

(ナカペイクーポンの発行)

第5条の2 加盟店は、ナカペイ使用取引を前提としたナカペイクーポンを、利用者のアプリケーション上に発行することができます。この場合、所定の手続きにより中野区へ申請し、承認を受けなければなりません。

(取扱店舗の表示)

第6条 加盟店は中野区所定若しくは中野区が認めた加盟店標識及び販促物等（ポスターな

ど)を提示又は表示するものとします。

(ナカペイの不正利用等)

第 7 条 加盟店は、利用者又は加盟店が決済ボタンを押した後の支払完了画面の決済金額、決済日時、加盟店名が表示されない場合若しくは表示内容に誤りがある場合には、利用者に対してナカペイの取引を行ってはならないものとします（第 5 条第 5 項に規定する別に定める場合を除く。）。

2 加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合の当該代金全額については、利用者と加盟店の間で解決するものとし、中野区は一切の責任を負いません。

3 中野区がナカペイの利用等に対して、調査等の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力することとします。

(加盟店の遵守事項)

第 8 条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

(1) 加盟店は、加盟店の商号、屋号、名称、所在地、電話番号及び電子メールアドレス等の加盟店申込みに必要な情報を登録内容から変更した場合は、中野区に報告し、登録内容の変更手続きを行うこと。

(2) 加盟店は、利用者からの対象商品に関する問合せ又は苦情等については、自己の責任において対応すること。

(3) 加盟店は、対象商品の提供にあたっては、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、資金決済に関する法律その他の法令又は規制に違反しないこと。

2 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

(1) 不正な方法でナカペイを取得、利用させること。

(2) 利用者アカウント又はナカペイを複製、偽造若しくはそれを知りながら利用させること。

(3) 詐欺等の犯罪の恐れがある行為

(4) 法令、裁判所の判決、命令又は行政措置に違反する行為

(5) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある行為

(6) 中野区又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上若しくは契約上の権利を侵害する行為

(7) 過度に暴力的な表現、性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿若しくは送信する行為

(8) 中野区又は第三者になりすます行為若しくは虚偽の情報を流布させる行為

(9) ナカペイを中野区所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為

(10) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為

(11) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為

(12) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を不正に収集、開示又は提供する行為

(13) 中野区のサーバ又はネットワークシステムに支障を与える行為

(14) 事業の運営又は利用を妨害し、若しくはこれらに支障を与える行為

(15) その他中野区が不適当と判断した行為

3 中野区は、第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、又は前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に対し、是正を指示できるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければなりません。

(譲渡禁止等)

第9条 加盟店は、加盟店契約上の地位又は加盟店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡、担保に供すること、その他処分をしてはならないものとします。

(アプリケーションの使用等)

第10条 加盟店は、アプリケーションを利用・管理するために必要な通信機器等を自己の費用及び責任において準備するものとします。アプリケーションの使用にあたっては、自己の費用責任において選択した電気通信サービスを経由してインターネットに接続することとします。

2 加盟店は、自己の使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持することとします。

3 加盟店は、アプリケーションを複製、修正、改変、解析、第三者に貸与又はその利用権の譲渡、若しくは処分等をしてはならないものとします。

(精算)

第11条 中野区が加盟店に対し支払うナカペイ使用取引に伴う精算代金は、中野区が定める締切までに到着した取引データ(売上金額)を加盟店からの請求とみなし、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより精算を行います。

(ナカペイの利用停止)

第12条 加盟店が本規約に違反、又はその疑いがある場合、中野区は本事業の全部若しくは一部についての中止、中断等の措置、又は、ナカペイ使用取引に係る精算金の全部若しくは一部の支払いを保留できることとします。この場合、中野区は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

- 2 中野区は、加盟店が本規約に違反、又は違反する恐れがあると判断した場合、加盟店に対し、資料の提出を求め調査等を行うことができるものとします。

(守秘義務)

第 13 条 加盟店は、加盟店契約の内容及び加盟店契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の承諾を書面により得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(個人情報の取扱い)

第 14 条 加盟店は、加盟店契約の履行及びナカペイ使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条に定義される意義を有するものとする。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項として保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。

- 2 加盟店が、加盟店契約の遂行又はナカペイ使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 加盟店は、加盟店契約の履行又はナカペイ使用取引により取得した個人情報の取扱いにあたっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 加盟店は、個人情報を加盟店契約の履行又はナカペイ使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 加盟店は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに中野区に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を中野区と協議し、中野区の指示により適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を中野区に対し書面にて報告するとともに、中野区と協議の上、決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。

- 6 加盟店は、本規約に違反し又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、中野区が本人若しくは第三者から請求を受け、又は中野区と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、本規約に違反し又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、中野区が損害を被ったときは、中野区に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 加盟店は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」という。）が、次のいずれにも該当しないこととします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員又は暴力団関係企業
- (4) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
- (5) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含む）を有する者
- (6) その他前各号に準じる者

2 加盟店及び関係者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な権限を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含む。）又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、威力を用いて中野区の信用を毀損し、又は中野区の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

3 中野区は、加盟店が前 2 項に定める事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく加盟店契約を解除することができるものとします。

4 中野区は、前項の規定により加盟店契約を解除した場合、当該解除によって加盟店に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

(契約期間)

第 16 条 加盟店契約の有効期間は、第 4 条第 2 項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、効力発生後最初に到来する 3 月の末日まで有効とします。

2 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は、契約期間満了

日の翌日から、自動的に1年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とします。

- 3 前項の定めにかかわらず、デジタル地域通貨サービスが理由の如何を問わず終了したときは、加盟店契約も当然に終了するものとし、また、この場合、加盟店契約の終了による損害の補償等を加盟店は中野区に請求することはできないものとし、

(解約)

第17条 加盟店は、解約日の1ヶ月前までに、所定の方法で申し出ることにより、加盟店契約を解約する事ができるものとし、

- 2 中野区は、解約日の1ヶ月前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、加盟店契約を解約することができるものとし、

(加盟店契約の解除)

第18条 中野区は、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができるものとし、

- (1) 遵守事項違反等、契約に抵触する内容が認められたとき。
 - (2) 手形又は小切手の不渡り、支払停止、営業の取消、若しくは停止等の処分を受けたとき。
 - (3) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、又は競売等の申立てを受けたとき。
 - (4) 破産手続開始、再生手続開始等の申立てを受け又は自ら申し立てたとき。
 - (5) 前各号の事由及びその他加盟店契約を継続し難い事由が生じたとき。
- 2 前項の事由が生じた加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を中野区に一括して支払うとともに、中野区に生じた損害を賠償しなければならないものとし、

(契約終了後の措置)

第19条 加盟店契約が終了した場合、本サービスの利用を停止します。

(損害賠償)

第20条 加盟店が、本事業に係り中野区に損害を与えた場合、その一切の損害（合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含む。）を直ちに中野区に賠償する責任を負うものとし、

- 2 加盟店は、加盟店と利用者との間で紛争が生じた場合には全て自らの費用と責任で処理解決するものとし、これに関連して中野区が損害を被った場合は、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとし、

(免責)

第 21 条 天災事変、戦争、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令処分、労働争議、その他中野区及び加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、中野区並びに加盟店は、互いに何らの責任を負わないものとします。

(規約の変更)

第 22 条 中野区は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

(協議)

第 23 条 本規約に定めのない事項又は履行に関する疑義については、中野区及び中野区デジタル地域通貨事業事務局と加盟店との間で誠意を持って協議し、円満解決を図るものとします。

(管轄)

第 24 条 デジタル地域通貨サービスに起因又は関連して加盟店と中野区との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

本規約は、令和 7 年 3 月 7 日から施行する。